

2009 年度活動方針

ハンセン病市民学会は今回が第5回総会・交流集会となり、一つの区切りを迎えました。

またハンセン病問題に眼を向ければ、今年は療養所開設100周年、そして昨年6月に成立した画期的なハンセン病問題基本法が4月に施行を迎えましたし、そういう大事な区切りの年に星塚敬愛園の9人が第一次原告となって切り開いた国賠訴訟を思い起こす鹿屋市及び星塚敬愛園で開催することになりましたのも、偶然以上のものがあるように思われます。

そうしたことを踏まえ、かつ5年目の新たな課題に向かっていくために、以下、交流、検証、提言という3つの柱に沿って、今年度の活動方針を提案させていただきます。

1. 交流

ハンセン病市民学会がめざした交流という柱はまずは交流集会に代表されますが、交流集会は回を重ねるたびに交流の意義をさまざまな形で深めてきました。何より大切なことは、全国から参加される皆さんがこの交流集会で各地の友人、仲間と交流することを楽しみにして下さるようになって定着したことです。さながら、交流集会のあとのレセプションは同窓会のように賑やかで楽しい語らいの場所となってきました。

こうしたハンセン病市民学会が築きあげてきた文化は、確実に新たな参加者の輪を広げてハンセン病が偏見や差別の対象から自由になり、療養所が地域社会へ解放されるという私たちの目標にとって希望と確信を与えるものでもあります。

また星塚敬愛園を中心とて開催する今年は、かつての原告と立場を異にした皆さんが交流集会を開催するために協力して準備をして下さいました。「療養所の中の和解」という鹿屋実行委員会の目標も芽吹き、花を開かせそうです。

各部会の中での取り組みも、部会を運営してきた方たちのたゆまぬ努力によって毎年研修・交流が企画され確実に人の輪と絆を広げています。

ハンセン病市民学会という交流の場がさらに活かされていくように、これまでの4年間で育ててきた成果を今年も着実に実りあるものに育てて行くために力を注いで行きます。

2. 検証

1) 今回の交流集会の統一テーマが「隔離の百年から共生の明日へ」と謳っているように、今日もなおハンセン病問題が解決していない現状を踏まえて、療養所がなぜ100年も存在し続けなければならなかったのかを、単に歴史に留まらず日本社会が現在抱えている問題の検証を含めて検証を進めます。

第1日目の第1部・第2部のテーマはその手がかりを得ることをめざして設定されていますが、交流集会は一回限りのテーマではなく、その手がかりをさらに継続して発展させて参ります。

2) さらに、昨年、東京集会統一テーマの議論で確認された手がかりに沿って、今年度「差別実態の調査プロジェクト」に取り組みます。

今、社会では差別が解決に向かうどころか、拡大ないし助長されるような状況にあります。インターネットでも他人を誹謗、中傷する匿名記事がエスカレートする傾向にあります。そうした差別のまなざしが強くなっている今日の状況を踏まえて、「このような差別が療養所の社会化によって療養所の中に持ち込まれないかが心配だ。『基本法』を作るのであれば、抽象的、一般的な規定にとどめず、もう少し具体的な実効性のあるような形で規定して欲しい」という要望が入所者等から出されました。しかし、法的に規定することは難問というだけではなく、具体的にどのような切実な不安を感じる問題が存在するのかを知ることがまず必要です。

また、国及び地方公共団体に対して差別防止及び差別被害の救済などについて必要な施策を求めていくためにも、市民学会が差別実態の調査を独自にかつ継続的に行っていく必要があります。

そのために、組織委員会の下に差別実態調査企画委員会（仮称）を設置し、この企画委員会が、(1) 差別実態についての調査計画（調査対象、調査項目など）の立案、(2) 調査計画の実施体制の立案、(3) 調査結果の集計、分析、などを企画し、組織委員会の議を経た上で、企画委員会を元にした差別実態調査委員会を設けて学会計画として実行することにします。

3) ハンセン病問題基本法の施行は、ハンセン病問題の解決に向かって新たなステージを開きました。基本法の大事なキーワードの一つは「地域社会」という言葉です。これからは国だけ

ではなく、地方公共団体と地域社会の役割が大きくなります。その点で、地方公共団体が取り組んできた啓発文書の発行、学校教育を含めた啓発活動のあり方がこれまで以上に重要になります。しかし、地方公共団体の担当者の方たちとこれらの取り組みについて共に考えることはこれまでほとんどできなかった現状があります。今回の交流集会の分科会Bでは、行政、教育、マスコミといった啓発の一端を担ってこられた方たちと現状とこれからについて意見交換が企画されていますが、それを手がかりに組織委員会の中に牧野正直共同代表の下で啓発活動検証委員会（仮称）を設けて、提言を出すことも射程におきながら継続的な取り組みをします。

4) その他、これまで行ってきた歴史の検証等の他、療養所が地域社会に開かれるための課題でもあり、『胎児標本問題』で明らかになった療養所の中からの壁の解放、そして療養所の外からの壁の解放という課題についても企画を検討していきます。

3. 提言

1) 国立ハンセン病資料館の運営について、昨年、私たちは提言を行いました。その成果とその後の経緯については活動報告で触れたところですが、今後の課題についてもなお引き続いて検討を行い、必要に応じてさらに新たな提言をしていきます。

全療協本部もこの問題については、当事者運動の担い手として大きな役割を担っておりますので、全療協本部と連携をとりながら、組織委員会の下に共同代表でもある神美知宏事務局長とハンセン病市民学会の会員の中の専門家を含めた資料館問題検討プロジェクト（仮称）を設けて、広い視野で学習を重ね検討をしていきます。

2) 国連人権理事会諮問委員会への「ハンセン病差別を終わらせるためのガイドライン」についての意見提出をしたいと考えています。

2008年6月18日ジュネーブで開催された第8回国連人権理事会で、日本政府が人権理事会に提出し、44カ国が共同提案国となった「ハンセン病患者・回復者そしてその家族に対する差別の撤廃」を求める決議案が全会一致で採択されました。その内容は、「ハンセン病は現在治る病気となり、1980年代以降世界中で1,600万人以上の人々が治癒した。しかし、不治の病であるとか、遺伝病であるといった誤った認識により、ハンセン病患者・回復者そしてその家族は、社会的な差別を受けてきた。国連人権理事会は、これらの人々が法のもとですべての人権と基本的自由を保障されるものであることを確認し、各国政府に対し、あらゆる種類の差別を根絶するための効果的な措置をとることを要請する。また、国連人権高等弁務官事務所と新たに設置される国連人権理事会諮問委員会に対し、この問題についてのさらなる実情調査を行うことを要請し、また諮問委員会に対しては、ハンセン病差別を終わらせるためのガイドラインの作成を委託する」というものです。

この委託を受けた国連人権理事会諮問委員会は現在、作業を行っていますが、諮問委員会の中で「ハンセン病差別を終わらせるためのガイドライン」の起案を担当しているのは日本の坂元茂樹委員（神戸大学大学院法学研究科教授）です。坂本教授は、日本では国際人権法学会の事務局長を務めておられ、現在、この起案作業のために全療協からの聞き取りなどを行っています。人権理事会「ガイドライン」は、坂元教授が起草した案をベースにして諮問委員会での検討が行われ、作成されることになりそうです。

ハンセン病市民学会としても、意見書の提出などを通じて、坂元教授あるいはさらに国連人権理事会諮問委員会への働きかけを通じて、同ガイドラインの作成にいささかなりとも貢献することを模索したいと考えています。そのために組織委員会の中に原田恵子運営委員の下でプロジェクトを設置することとします。

3) 現在、療養所所在地の地方公共団体の中で療養所将来構想委員会が設立されたところはいくつかあり、すでに提言がまとめられたところもあります。こうした療養所将来構想委員会はこれからも各地で設置が模索されるなど、将来構想を考えるモデルとなりつつあります。ハンセン病市民学会の会員がこの将来構想委員会にはさまざまな立場で参画しています。

そうした各地の取り組みが共有されるように、ハンセン病市民学会として会員間の相互の意見交換の場を設け、療養所の将来構想を提言する受け皿としてのハンセン病市民学会の責任と役割を果たしていきます。